

第7回基本計画部会 議事録(概要版)

1 日時：令和7年（2025年）6月26日（木） 14：00～15：00

2 場所：滋賀県庁本館4階 4－A会議室

3 出席委員等：（五十音順、敬称略）

音野潤子委員、佐藤健司委員、藤本俊巳委員、松井三郎委員（部会長）、松浦総一委員、
和田桂子委員

【全6委員、出席6委員】

（事務局：技監（下水道担当）、下水道課長、参事、下水道課関係職員）

4 議事内容

（1）污水处理施設整備構想の見直しについて

・事務局より資料に基づき説明。

（2）議事への意見

・農業集落排水処理施設（以下、農集排）を下水道へ統合することによって、費用の観点からはどのように効率的であるのか。（委員）

→污水处理施設の統廃合については、国としても効率的な施設整備の手法として推進されており、農集排の下水道への統合が污水处理事業整備・運営の面から効率的かどうかは、各市町で検討しているが、最初に経済比較は行っている。農集排は地元で維持管理の一部をお願いしている施設もあることから、地元管理者の高齢化という問題もある。構想段階では、費用面や都市計画の方針、地元要望など総合的に検討し、統廃合の判断をしている。今後、事業化をしていく段階で、より精緻な費用対効果の算出をしていくことになる。（事務局）

・滋賀県全体として人口減少の局面に入ったことを背景として、污水处理構想の見直しをしたと言い切ってしまうのは違和感がある。個別のデータをみると、いくつかの市町では将来人口を現況値よりも大きく計画されているので、県全体で人口減少にあるという曖昧な表現をするのではなく、メリハリをつけた表現で背景や目的を記載する方が良いのではないかと。（委員）

→ご指摘を踏まえ、メリハリあるわかりやすい表現に修正する。（事務局）

・資料の中で様々な普及率に関する用語が記載されているが、定義や解説をまとめてほしい。（委員）

→専門的な用語については、用語の定義や説明を追記する。（事務局）

・供用開始面積/全体計画区域面積で算出される下水道整備率が、滋賀県では非常に低くなっているということだったが、全体計画区域の見直しをすれば分母が小さく出来るので、整備率は上がると思われる。見直しをした場合、滋賀県はどのあたりの位置づけになるのかを知りたい。（委員）

→資料2の15ページに記載をしている。整備率が令和4年度末の69.6%に対し、令和27年度末では89.5%となり、整備率が約20%向上することより、区域の見直しの効果があったということをもとめている。（事務局）

- ・下水道整備について、面積整備率と人口普及率でみるのでは、結果が変わる場合がある。例えば東京都や宮崎県は、面積整備率と人口普及率の全国比較で大きく結果が異なっている。滋賀県は、全国比較で面積整備率が中間程度に位置している。整備率が低いということは、下水道を整備できる場所が多くある、余裕があるということになるが、これからもその場所を持ち続けるのか、精査を行うのかということについて、議論をしているところである。市町によって、人口普及率は十分な値となっているが、面積整備率は将来の企業誘致等を見越したことにより低い値となっている場合もある。（委員）
- ・し尿処理場の統合の見通しについて追加で説明をしてもらいたい。（委員）
 - し尿処理場はし尿と合併浄化槽汚泥の処理を行っている施設であるが、下水道の整備が進むと汲み取りのトイレや浄化槽が減り、処理量が減少している状況にある。し尿処理場の老朽化が進んでいることや効率的にし尿処理が行える処理量に満たない搬入量となっていることより、更新しなければならない時期を見越して、令和27年度までに下水道への接続を検討されている施設が4施設ある。（事務局）
 - し尿処理場が残っていると災害時のリスク分散にもなるため、経済面や合理性だけで廃止は決められないと考えている。（委員）
- ・見直しの背景にあるように県全体としては人口減少の局面にあるということで、県民一人当たりの費用負担が大きくなっていくのではないかと不安があるため、そのような内容が分かりやすいように記載していただければ、良くなるのではないかと考えている。また、上下水道ともにPFASの問題が世の中でクローズアップされており、下水道では汚泥の再利用ということで、下水汚泥の肥料化を検討されていると思うが、下水汚泥に高濃度のPFASが含まれる場合に、その汚泥を使った肥料を配布するのは問題ではないかと感じている。水質については、市町によってPFASの測定実施の状況が異なるようだが、県から全市町に測定と測定結果の公表を行うように指導していただきたいと思う。（委員）
 - 人口減少に限らず、現在、物価も高騰しており、下水道事業の運営は厳しい状況に置かれている。このような状況下のため、事業を効率化していくことが事業運営の中で重要であると考えている。先ほどご意見をいただいた汚泥利用や汚水処理の方法などを含めて、効率な事業運営ができるよう努めていきたいと考えている。また、PFASについて、下水道事業の観点からお答えすると、現在、高島浄化センターで下水道汚泥をコンポストにして、肥料利用している。下水道汚泥に含まれるPFASの濃度と健康被害については、十分な科学的知見をもって取り組む必要があると考えている。下水道汚泥に含まれるPFASの人体への影響について、農林水産省が全国的に調査を行っており、今のところ健康上の問題になるような事案はないと公表されている。しかしながらPFASについては科学的知見がこれから蓄積されていくため、そのような知見を取り入れながら必要な対応を行っていく方針である。PFAS濃度の測定については、水道水を対象とした調査を想定されているかと思うが、水道部局にも共有して必要な対応を行うように

依頼する。（事務局）

- ・汚泥の肥料利用について、窒素、リン酸、カリの３要素が含まれているため、うまく利用できればという展望があると思うが、PFAS の問題もあるため、知見の蓄積を待ってもいいのではないかと思う。（委員）

→現在、流域下水道では汚泥の処理方法は焼却が主で、農業利用をしているのは高島処理区のみである。将来的には他処理区においても汚泥の農業利用を行うことを事務局で検討中であると認識している。（委員）

- ・面積整備率は、向上することが良いことであるとは言い切れないと認識している。将来、大規模な企業の誘致をしたい場合に下水道が整備されていないことや下水道区域を縮小したことにより、誘致の制約が出てしまうものなのか。今後、大規模な企業を誘致した際に、企業からの排水を受け入れられる余力が流域下水道としてはあるのか。（委員）

→今回の構想の見直しでは、新たな開発の見込みを考慮した区域の確保と計画汚水量の把握を行っており、誘致の制約はでないものと考えている。流域幹線としては流域下水道の整備を開始した当初計画の管径で整備をしていることから、比較的余裕がある状況である。処理場については計画的に増設をしているため、現在大きな余力はないが、水量の増加にあわせた計画的な増設は可能となっている。開発に伴う企業からの排水の受入は、経営の観点からも積極的に行いたいと考えているが、場所や水量、業種など案件ごとに状況が異なるため、都度、市町と協議を行い受け入れの可否を判断することとなる。（事務局）